

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                      |
|-------|---------------------------|
| 16    | 母子家庭等医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

刈谷市は、母子家庭等医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

刈谷市長

## 公表日

令和7年9月1日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |  |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称                   | 母子家庭等医療費の助成に関する事務  |
| ②事務の概要                   | 刈谷市母子家庭等医療費支給条例に基づき、母子家庭の母及び父子家庭の父並びにこれら家庭の児童の健康の保持増進を図るため、医療費の一部を支給し、もって福祉の向上に寄与することを目的に事務を行い、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。<br>(1)受給資格の認定、各種申請、届出等の受付に関する事務<br>(2)国保連等又は受給者からの医療費支給申請の審査に関する事務 |
| ③システムの名称                 | 1 母子家庭等医療費助成システム<br>2 番号連携システム<br>3 中間サーバー   |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |  |
| 母子家庭等医療費助成情報ファイル         |  |
| 3. 個人番号の利用               |  |
| 法令上の根拠                   | 1 番号法第9条第2項<br>2 刈谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第3条第1項及び別表第1の1の項   |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |  |
| ①実施の有無                   | [ 実施する ] <選択肢><br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定   |
| ②法令上の根拠                  | 番号法第19条第9号   |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |  |
| ①部署                      | 福祉健康部国保年金課   |
| ②所属長の役職名                 | 国保年金課長   |
| 6. 他の評価実施機関              |  |
| ――                       |  |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |  |
| 請求先                      | 〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地<br>刈谷市役所福祉健康部国保年金課<br>電話番号 0566-62-1207   |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |  |
| 連絡先                      | 〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地<br>刈谷市役所福祉健康部国保年金課<br>電話番号 0566-62-1207   |

## 9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した

適用した理由

## II しきい値判断項目

### 1. 対象人数

|                  |   |
|------------------|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 1,000人以上1万人未満 ]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1) 1,000人未満(任意実施)</li><li>2) 1,000人以上1万人未満</li><li>3) 1万人以上10万人未満</li><li>4) 10万人以上30万人未満</li><li>5) 30万人以上</li></ul> |
| いつ時点の計数か         | 令和7年9月1日 時点   |

### 2. 取扱者数

|                        |  |
|------------------------|--|
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | <p>[ 500人未満 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1) 500人以上</li><li>2) 500人未満</li></ul> |
| いつ時点の計数か               | 令和7年9月1日 時点  |

### 3. 重大事故

|  |  |
|--|--|
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | <p>[ 発生なし ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1) 発生あり</li><li>2) 発生なし</li></ul> |
|--|--|

## III しきい値判断結果

### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

### 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類

|  |  |
|--|--|
| <p>[ 基礎項目評価書 ]</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p> | <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1) 基礎項目評価書</li><li>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書</li><li>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</li></ul> |
|--|--|

|   |           |   |
|---|-----------|---|
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)          |           |   |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                          | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用                                    |           |   |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か       | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託                            |           | [ ○ ]委託しない  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                       | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)    |           | [ ○ ]提供・移転しない                                     |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か                        | [ ]       | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続                           |           | [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)                         |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                          | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か                           | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去                                 |           |   |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か                     | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 8. 人手を介在させる作業         |  | [ ]人手を介在させる作業はない   |
|-----------------------|--|--|
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [      十分である      ]  | <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている<br/>2) 十分である<br/>3) 課題が残されている</p>       |
| 判断の根拠                 | 特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。  |  |
| 9. 監査                 |  |  |
| 実施の有無                 | [ ○ ] 自己点検 [ ○ ] 内部監査 [    ] 外部監査  |  |
| 10. 従業者に対する教育・啓発      |  |  |
| 従業者に対する教育・啓発          | [      十分に行っている      ]   | <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れて行っている<br/>2) 十分に行っている<br/>3) 十分に行っていない</p> |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策  |  | [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する  |
| 最も優先度が高いと考えられる対策      | <p>[ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策<br/>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策<br/>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策<br/>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策<br/>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)<br/>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策<br/>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策<br/>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策<br/>9) 従業者に対する教育・啓発</p> |  |
| 当該対策は十分か【再掲】          | [      十分である      ]  | <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている<br/>2) 十分である<br/>3) 課題が残されている</p>       |
| 判断の根拠                 | 刈谷市側のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者は、離席時のログアウトを徹底している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。  |  |

## 変更箇所

| 変更日        | 項目  | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明  |
|------------|---|--|--|------|------------|
| 平成29年4月1日  | I 関連情報<br>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携<br>②法令上の根拠 | 番号法第19条第14号  | 番号法第19条第8号   | 事後   |            |
| 平成29年4月1日  | I 関連情報<br>5. 評価実施機関における担当部署<br>①部署            | 福祉健康部生活福祉課   | 福祉健康部国保年金課   | 事後   |            |
| 平成29年4月1日  | I 関連情報<br>5. 評価実施機関における担当部署<br>②所属長           | 生活福祉課長 原田 育雄   | 国保年金課長 黒岩 浩幸   | 事後   |            |
| 平成29年4月1日  | I 関連情報<br>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求<br>請求先       | 〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地<br>刈谷市役所福祉健康部生活福祉課<br>電話番号 0566-95-0005 | 〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地<br>刈谷市役所福祉健康部国保年金課<br>電話番号 0566-62-1207 | 事後   |            |
| 平成29年4月1日  | I 関連情報<br>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ<br>連絡先     | 〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地<br>刈谷市役所福祉健康部生活福祉課<br>電話番号 0566-95-0005 | 〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地<br>刈谷市役所福祉健康部国保年金課<br>電話番号 0566-62-1207 | 事後   |            |
| 平成31年4月10日 | I 関連情報<br>5. 評価実施機関における担当部署<br>②所属長の役職名       | 国保年金課長 黒岩 浩幸   | 国保年金課長   | 事後   | 様式の変更に伴う修正 |
| 平成31年4月10日 | IV リスク対策                                      | (記載なし)   | (項目を追加)  | 事後   | 様式の変更に伴う修正 |
| 令和4年4月28日  | I 関連情報<br>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携<br>②法令上の根拠 | 番号法第19条第8号   | 番号法第19条第9号   |      |            |
| 令和6年12月9日  | I 関連情報<br>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>③システムの名称    | 1 母子家庭等医療費助成システム<br>2 統合番号連携システム<br>3 中間サーバー                   | 1 母子家庭等医療費助成システム<br>2 番号連携システム<br>3 中間サーバー                     | 事前   |            |

| 変更日       | 項目                               | 変更前の記載  | 変更後の記載             | 提出時期 | 提出時期に係る説明  |
|-----------|----------------------------------|---|--------------------|------|------------|
| 令和6年12月9日 | IV リスク対策<br>8. 人手を介在させる作業        | (記載なし)  | (項目を追加)            | 事後   | 様式の変更に伴う修正 |
| 令和6年12月9日 | IV リスク対策<br>11. 最も優先度が高いと考えられる対策 | (記載なし)  | (項目を追加)            | 事後   | 様式の変更に伴う修正 |
| 令和7年9月1日  | I 関連情報<br>3. 個人番号の利用<br>法令上の根拠   | 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第2項<br>2 略 | 1 番号法第9条第2項<br>2 略 | 事後   |            |